

# 公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー ウェルカムサポーター制度実施要綱

## 第1条 目的

この要綱は、ウェルカムサポーター制度を運営するにあたり、必要な事項を定めるものである。

## 第2条 名称

この要綱に基づき活動するボランティアの名称をウェルカムサポーター（以下「WS」という。）とする。

## 第3条 活動内容

WSは、次の活動を行う。

- （1）クルーズセンターにおいて、クルーズの観光客等の受入支援に関する活動（通訳、案内、誘導など）
- （2）その他、福岡市及び公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー（以下「ビューロー」という。）が認めるクルーズ活動

## 第4条 本活動の管理

本活動の管理は、ビューローが指定する事業者に委託することができる。

2 前項における事業者は、本活動の管理を行うにあたり、サポーター運営事務局（以下「事務局」という。）を設置する。

## 第5条 登録資格

WSは、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- （1）英語、中国語、韓国語、その他の外国語のいずれかの言語の語学能力、且つ十分にコミュニケーション可能な日本語の語学能力を有する者
- （2）福岡市もしくはその近郊に在住する者
- （3）WSとしての活動趣旨を理解する満18歳以上の者で、且つご自身の健康状態や生活環境に合わせて活動できること。

2 以下に該当する者は登録を行わない。

- （1）暴力団員による不当な行為の防止等に係わる法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。
- （2）暴対法第2条第2号に規定する暴力団、又は暴力団員と密接な関係を有すると認められるとき。

## 第6条 名簿登録

- （1）WS活動を希望する者は、事務局に申請書（様式1）に必要事項を記入の上、申請するものとする。
  - （2）事務局は、申請により適当と認められたものをWSとして登録する。
  - （3）名簿登録を受けた者には、事務局から登録証（様式2）を交付する。
- 2 申請書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局に届け出ること。

## 第7条 登録期間

登録期間は年度単位とし、毎月2月までにWSが辞退を申し入れる場合を除き、登録は翌年度に更新されるものとする。

## 第8条 登録解除

次の場合は名簿登録を取り消すことができる。

- （1）本人から辞退の申し出があった場合

- (2) 本人が死亡、転出等により登録者としての活動が不可能になった場合
- (3) 名簿登録後に、第5条第2項に該当することが判明した場合
- (4) その他WSとして不適切と認められる事実が発生した場合

#### 第9条 遵守事項

WSは、本活動を行うにあたり次の各号を遵守するものとする。

- (1) 本活動の目的を十分理解し、本要綱の内容に従い行動すること
- (2) 法令を遵守するとともに、公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする行動を行わないこと。
- (3) 旅行者、他のボランティア、事務局及びその他第三者に対し、迷惑行動及び差別的言動を行わないこと。

#### 第10条 活動ユニフォーム及び登録証

- (1) 事務局は、WSが第3条の本活動を行う際に必要となる活動ユニフォームを貸与する。
- (2) WSは、第3条の活動を行うときは、貸与された活動ユニフォームを着用しなければならない。
- (3) 活動ユニフォーム及び登録証は、WS活動以外に使用してはならない。
- (4) 活動ユニフォーム及び登録証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。
- (5) 登録証は、WS活動の際に必ず携帯すること。
- (6) 登録証を紛失又は甚だしく汚損したときは、直ちに届けて再交付を受けること。
- (7) WSは、貸与された活動ユニフォームや登録証等の物品をWS登録解除の際に事務局に返却しなければならない。

#### 第11条 報酬及び活動に要する交通費等の活動実費相当額

WSの活動は、自由意志に基づく無報酬による奉仕活動である。ただし、事務局は、活動に要する交通費等の活動実費相当額につき、その活動時間、或いはその内容に応じて次のとおり負担することを原則とする。

- (1) 事務局は、WSに対し、交通費等の活動実費相当額として、1人1活動当たり3,000円を支払う。
- (2) 説明会及び研修については、交通費等の活動実費相当額の支払い対象外とする。
- (3) 上記「1活動」は原則4時間までの活動とし、それ以上は4時間毎に「1活動」とする。ただし、活動内容により4時間以上の活動を「1活動」とする場合もあるが、事前にWSの了承を得るものとする。

#### 第12条 登録者への活動依頼

ビューローは、第3条に掲げる活動が発生した時は、その内容に応じて事務局に要請する。

- 2 事務局は、その内容に応じて名簿登録者の中から選考し、活動を依頼する。

#### 第13条 秘密の保持

WS活動中に限らず活動終了後においても、活動で知り得た個人情報に基づく機密を、第三者に公開、漏洩してはならない。

#### 第14条 保険及び賠償の責任

- (1) 事務局は、登録したWSの活動中の不慮の事故に備えて、「ボランティア活動保険（基本プラン）」に加入する。この場合、当該保険に係る費用は事務局が負担する。
- (2) WS活動中の災害（ボランティア自身、第三者、財物を含む）は、前項の保険の範囲内で災害補償を行う。ただし、ビューロー及び事務局は賠償の責を負わない。
- (3) WSの違反により、被った損害については故意または過失の有無を問わず、当該WS個人の責任とし、ビューロー及び事務局は如何なる責も負わない。

第 15 条 見直し

この要綱の規定に見直しの必要が生じた場合、その必要性に従って変更するものとする。

(附則)

この要綱は、平成 25 年 6 月 28 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。